

簡易ガス事業でガスを供給させていただいておりますお客様へ

◇供給地点 イトーピア花瀬団地

- ・ガス事業法が改正され平成 29 年 4 月から都市ガス小売の全面自由化が実施されることとなり、都市ガス及び簡易ガスの供給区域の独占性及び料金規制が廃止されます。
- ・これまで当社は、一部の大口契約を除き経済産業大臣の許可(もしくは届け出)を得てガス料金等取引条件を定めた各種約款を設定していましたが、今後はこのような行政手続きは不要となります。
- ・今回の法改正に伴い、お客様のガス契約場所を特定する番号として「供給地点特定番号」が設定されますが飯塚ガスをご利用のお客様につきましてはお知らせ票(検針票)に記載されていますお客様番号(10桁)と同一の番号となります。
- ・現在、簡易ガス供給約款にてガスの供給をさせていただいているお客様につきましては今回の法改正に伴い供給約款の一部を変更させていただきますが、基本的にはこれまでの供給条件を継続した内容となっています。

主な変更点

- ① 供給約款の名称を「簡易ガス供給約款」から「ガス小売供給約款」に変更します。また「ガス使用契約」から「ガス小売供給契約」に変更します。
 - ② 「ガス小売供給約款」の変更については経済産業大臣への許可及び届け出は不要となります。
 - ③ 今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に説明を書面の交付により行います。また変更の内容及び変更後「ガス小売供給約款」を当社及びホームページに掲載します。
 - ④ 変更の内容が法律の制定や変更等により実質的な変更を伴わない場合は、説明及び書面による記載を行わない場合があります。
- ・当社は都市ガス及び簡易ガス小売の全面自由化をチャンスと捉え、お客様に喜んでいただけますようにガス器具販売プラン等を 4 月以降順次ご案内できるように準備中です。今後とも飯塚ガスをご愛顧賜りますように、何卒よろしくお願い申し上げます。

※今回のガス事業法の改正に伴うお客様の手続きは不要です。

※今回の法改正は都市ガス及び簡易ガス事業が対象のガス事業法の改正で LP ガス(プロパンガス)事業はその対象とはなりません。

平成 29 年 3 月 16 日
飯塚市横田 677 番地 2
飯塚ガス株式会社

(ご参考)ご契約内容の概要について

基準ガス料金単価表

1. 料金名: 簡易ガス一般供給契約 適用条件 なし 単位:円(税込)

区 分	基本料金	基準単位料金
A 8.0m ³ まで	1,113.48	492.54
B 8.0m ³ 超	2,071.05	372.85

※適用条件 なし

〈上記の料金表について〉

- ・ 上記の単価表は基準単価で実際に月々適用する単位料金(円/m³)は上記の基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
当月と翌月の単位料金(従量料金)は毎月お知らせ票(検針票)に表示しています。
- ・ 上記の料金は支払義務発生日(検針日等)から 20 日以内にお支払いいただく場合の早収料金です。
支払義務発生日から 20 日経過以降にお支払いいただく場合には 3%増の遅収料金となります。
- ・ ガス料金は口座振替・コンビニ等払込み・当社への持参等により支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目(支払期限)までにお支払いいただきます。
支払期限を過ぎてもガス料金のお支払いがない場合はガスの供給を停止させていただくことがあります。
詳細は、当社ホームページにそれぞれの約款を掲載します。

以 上